

# 横浜市記者発表概要

令和2年5月21日  
教育委員会事務局  
東部学校教育事務所教育総務課

## 教職員の懲戒処分について

### 1 事件の概要及び処分内容

所属	中学校
被処分者	教諭（男性・40代）
処分日	令和2年5月21日（木）
処分内容	戒告
監督者責任	前任校 校長・厳重注意
概要	<p>当該教諭は、平成29年5月から平成30年2月にかけて、前任校での水泳部の活動中に、当時1年生であった男子生徒に対し、不適切な発言を繰り返した。当該生徒は、これらの発言に対し、精神的苦痛を感じ、結果として、平成30年3月に退部するに至った。</p> <p>さらに、当該生徒の退部前に、保護者から当該教諭に面談の申し入れがあったが、当該教諭は副顧問に対応を任せ、自らそれに応じることはなかった。</p>

### 2 東部学校教育事務所長コメント

教育委員会として、不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。

当該教諭の発言は、生徒に範を示すべき教員として許しがたいものです。

本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

東部学校教育事務所教育総務課 Tel 045-411-0605